

令和5年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち、
環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

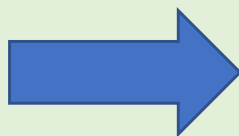
堆肥 やバイオ炭等の 効果の分析や栽培実証を支援します！

○対象となる取組例

地域の農業者へ販売



事業規模を拡大



～堆肥を生産・販売している事業者～

複数県の農業者へ販売



事業規模を拡大し、広域に販売するために必要な

・これまでに行っていない品目での栽培実証

⇒ 検証ほ場の借上げ費、燃料費、旅費

・生産している肥料効果の検証・改良

⇒ 原材料費、旅費

・実証・検証結果の情報発信

⇒ 展示会への出展経費、旅費、印刷代



○交付率：定額 ○交付上限額：推進事業 650万円

※上記の取組の他、堆肥やバイオ炭等の生産に必要な機械・施設の整備等の支援も行っています。

※実施主体は、みどり法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受ける必要があります。

詳細はこちら⇒ <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/houritsu-72.pdf>



お問合せ先 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(TEL:03-6744-1865)

(交付金の申請先)

事業実施場所を管轄する都道府県庁

みどり交付金

検索

令和5年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち、
環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

堆肥やバイオ炭等の 生産に必要な機械・施設の整備を支援します！

○対象となる取組例

地域の農業者へ販売



事業規模を拡大



～堆肥を生産・販売している事業者～

複数県の農業者へ販売



事業規模を拡大し、広域に販売するために必要な

・機械・施設の整備(新築、新設又は新品)

⇒ペレタイザーや炭化装置等の整備に係る経費

・既存の施設等の改修

⇒耐震化工事、改修する中古施設の取得 等



ペレタイザー



農業系廃棄物の炭化装置

○交付率:2分の1以内

○交付上限額:整備事業 1.5億円

※実施主体は、みどり法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受ける必要があります。

詳細はこちら⇒<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/houritsu-72.pdf>



※本事業のほか、堆肥の生産施設については、国内肥料資源利用拡大対策事業、

堆肥・バイオ炭の生産施設については、強い農業づくり総合支援交付金(うち産地基幹施設等支援タイプ)、産地生産基盤パワーアップ事業(うち収益性向上対策)などが活用できる場合があるので、ご参照ください。

お問合せ先 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(TEL:03-6744-1865)

(交付金の申請先)

事業実施場所を管轄する都道府県庁

みどり交付金

検索